

大学評価結果の用語集【2019年度版】

<用語集について>

この用語集は、第3期の大学評価（認証評価）結果に記載されている用語のうち、解説が必要な用語を抽出して作成しています。

用語の抽出にあたっては、当該大学のみが用いている固有の用語や一般社会において使用されている用語は除いています。

また、解説を作成するにあたり、個々の用語ごとに説明するのではなく、同じカテゴリで説明した方が適している用語については、解説文において個々の用語を事例等として取り上げて説明しています。したがって、以下の用語については、用語集の該当する「用語」欄を参照してください。（例：アセスメント・テストについては、用語集の「学習成果」において他の事例とあわせて説明していますので、「学習成果」の欄を参照してください。）

<個々の用語と「用語」欄の対応表>

index	「用語」としては取り上げていないもの	該当する「用語」欄	
あ	アセスメント・テスト	学習成果	
	アセスメント・ポリシー	学習成果	
か	科学研究費補助金	外部資金	
	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	3つの方針	
	学士力	学習成果	
	学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	3つの方針	
	寄付金	外部資金	
	教育課程の編成・実施方針 （カリキュラム・ポリシー）	3つの方針	
	教育研究経費比率	事業活動収支計算書（消費収支計算書）関係比率	
	教職協働	スタッフディベロップメント（SD）	
	競争的資金	外部資金	
	交流学習	アクティブ・ラーニング	
さ	サービスラーニング	アクティブ・ラーニング	
	財務監査	監事による監査	
	三様監査	監事による監査	
	事業活動収支差額比率	事業活動収支計算書（消費収支計算書）関係比率	
	自己点検・評価、点検・評価	大学評価、内部質保証、認証評価	
	収容定員	定員管理	
	授業評価アンケート	ファカルティ・ディベロップメント（FD）	
	純資産構成比率	貸借対照表関係比率	
	ジェネリックスキル	学習成果	
	私立大学等改革総合支援事業	外部資金	
た	人件費比率	事業活動収支計算書（消費収支計算書）関係比率	
	成果指標	学習成果	
	設置計画履行状況等調査	認証評価	
	専門職連携教育	多（他）職種連携	
	総負債比率	貸借対照表関係比率	
	卒後教育	リカレント教育	
	大学基準	大学評価	
	単位制度	単位の実質化	
	ティーチングポートフォリオ	学習成果	
	チーム医療	多（他）職種連携	
な	TBL（Team Based Learning）	アクティブ・ラーニング	
	ディプロマ・サプリメント	学習成果	
	デュアル・ディグリー	ダブル・ディグリー/ジョイント・ディグリー	
	導入教育	初年次教育	
	内部監査	監事による監査	
	内部質保証推進組織、 内部質保証の推進に責任を負う組織	内部質保証	
	入学定員	定員管理	
	入学前教育	初年次教育	
	は	PBL（Problem/Project Based Learning）	アクティブ・ラーニング、多（他）職種連携
		フィールドワーク	アクティブ・ラーニング
ポートフォリオ		学習成果	
ら	リメディアル教育	初年次教育	
	流動比率	貸借対照表関係比率	
	ループリック	学習成果	

大学評価結果の用語集【2019年度版】

用語	解説
I R	<p>インスティテューショナル・リサーチ(Institutional Research) の略。高等教育機関において、教育、経営、財務等さまざまな機関に関する情報の収集、調査及び分析を実施する機能のこと。収集した学部・研究科及び委員会等の諸組織に関する情報を分析し、その結果を執行部等に示すことにより、学内の意思決定や改善活動を支援する役割を担っている。さらに、収集した情報を当該機関の現状として公表することで、外部に対する説明責任を果たしており、こうした活動を総称して「I R活動」という。</p> <p>近年、大学における情報の収集と分析の必要性から、I Rの専門部署を設ける大学が増加している。また、専門部署を設けていない場合でも、教職員に対してI Rの重要性や分析方法に関する研修等を行っている大学も見られる。</p>
アクティブ・ラーニング	<p>学習者が受動的に教えるを受ける教授・学習法に対して、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学習者が能動的に学習することによって、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図ることを目的としている。</p> <p>例えば、ICT機器等を活用して遠隔地の教育機関等との交流を通じた学び（交流学习）、地域連携や復興支援等の社会貢献を通じた実践的な教育方法（サービスラーニング）、学習者が問題を発見し、その問題の解決に向けた過程で経験や知識を得ていくPBL（Problem Based Learning / Project Based Learning）、チームで連携してディベートやグループワークを通じて課題に取り組むTBL（Team Based Learning）のほか、学外の現地に赴いて学ぶフィールドワーク等がある。</p> <p>アクティブ・ラーニングを推進する大学においては、教職員の理解を深めることが重要であり、そのためにFD（ファカルティ・ディベロップメント）における研修等のテーマとして扱う場合もある。</p>
エンrollment・マネジメント	<p>学生一人ひとりに対し、大学入学前から、在学中、卒業後に至るまでの学生生活や就職等の一貫した総合的な支援を意味する。なお、エンrollment（enrollment）の語意には登録、加入、在籍といった意味がある。</p> <p>近年では、I R活動と連携し、収集・分析した入学試験時のデータや入学後の成績、学生生活、進路状況、卒業後の大学満足度といった学生調査等の結果を用いて、学内において学生支援システム等を活用して情報を共有し、学生支援を行っている大学も見られる。</p>
オフィスアワー	<p>教員が自らの研究室に在室し、学生の相談等を受け付ける時間帯のこと。主に授業内容や専門分野に関する質問・相談に、個別に教員が応じることにより、学生の修学を支援する取組みであり、大学によっては学生生活全般に関する相談も受け付けている。その時間帯や利用方法については、主に学生便覧やホームページで学生に周知している。</p>
外部資金	<p>大学が学生生徒等納付金などによる収入以外に、外部から獲得する資金のこと。国や独立行政法人から配分される補助金、地方公共団体や民間企業から提供される受託研究資金・共同研究資金、寄付金などが該当する。</p> <p>例えば、文部科学省では「科学研究費補助金」を設け、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野で独創的・先駆的な研究を発展させることを目的として、萌芽期の研究から最先端の研究まで多様な研究に対して補助金を支給しているほか、2015（平成27）年度には「私立大学等改革総合支援事業」として高等教育の質保証に向けた私立大学の改革事業に対して補助金を支給している。加えて、厚生労働省や経済産業省等でも、専門分野に応じた研究に対する補助金制度を設けている。さらに、大学によっては民間企業等との共同研究を進めており、そうした取組みによる研究費の獲得もあげられる。この他、卒業生や保護者等からの寄付金も外部資金に該当する。</p> <p>大学における主たる収入は学生生徒等納付金をはじめとする学生の受け入れに伴うものであるが、経営の安定化を図るため、外部資金を獲得することも重要である。そのため、各大学では、外部資金の獲得に向け、担当部署の創設、学内説明会や勉強会など、さまざまな取組みを展開している。</p>

用語	解説
外部評価	<p>外部者によって行われる評価であり、大学自身が評価者の選定及び評価項目の設定を行うという点で「第三者評価」と異なる。</p> <p>大学が外部評価を実施するかは任意であるものの、自らの取組みの状況を点検し、取組みの適切性や理念・目的等の達成状況を評価する自己点検・評価活動においては、その客観性を担保することが重要であるため、外部評価を実施する大学が少しずつ増えている。</p> <p>外部評価は、大学全体あるいは法人全体の機能に対する学外者からの評価として実施している事例もあれば、特定の学部等の教育課程・内容等に対して、専門分野を同じくする学外者からの評価として実施している事例もある。</p> <p>→「第三者評価」参照</p>
学位プログラム	<p>学位のレベル（学士・修士・博士等）と分野に応じて、学生が達成すべき能力を修得できるよう体系的に設計した教育プログラムのこと。大学は、学位プログラムごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明示し、その方針に基づく教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に従い教育を展開し、その成果を把握・評価した結果をプログラムの改善につなげることが求められる。</p>
学位論文審査基準	<p>学位授与にあたり論文を審査する際、学位を授与するにふさわしい水準を満たす論文であるか否かを審査する基準のこと。大学院設置基準及び学校教育法施行規則において、修士課程及び博士課程の修了要件とあわせて、学位論文の審査基準を公表しなければならない旨定められており、客観性及び厳格性の確保の観点から、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に学位論文を審査することが求められている。</p> <p>なお、大学院設置基準において、修士課程では、修了要件として特定の課題についての研究の成果を修士論文に代えることができると定められており、この場合の特定の課題についての研究の成果を審査するための基準についても、学位論文審査基準と同様に設定し、あらかじめ学生に明示することが求められている。</p> <p>→「特定課題研究」参照</p>
学習／学修	<p>「学習」は、大学における教育課程での学びだけでなく、大学生活一般でのさまざまな経験を通じて獲得する知識、技能、態度などを意味する。これに対して、「学修」は、大学の教育課程における単位の修得を伴う学びを意味する。</p>
学習成果	<p>学生が大学での学びを通じて獲得し得る知識、能力、態度等のこと。</p> <p>本協会の大学基準では、まず、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）において、学位を授与するにあたって修得しておくべき知識、能力、態度等を学習成果として示すことを求めている。この修得しておくべき知識、能力、態度等については、大学の理念・目的や学部・研究科の専門分野に鑑みてそれぞれ独自に設定するものである。中央教育審議会の「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」や、日本学術会議の「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」等に示された能力のほか、専門的知識のみならず社会活動を行っていくための汎用的な技能であるジェネリックスキルを学習成果として定めている大学もある。また、看護などの専門分野においては、職能団体等が示す専門職業人に求める能力等を用いている場合もある。</p> <p>そのうえで、大学基準では、学生が学位授与方針に示した学習成果を修得したかを把握し、評価することを各大学に求めており、そのために、学習成果をさまざまな観点から評価する方法や指標の開発が必要であるとしている。こうした学習成果の把握・評価の前提として、3つの方針やそれに基づく体系的な教育課程の整備が必要であり、学習成果と連動した教育の設計が重要になる。</p> <p>学習成果の測定方法としては、大別すると直接評価と間接評価があり、これらを組み合わせて多角的に測定することが重要である。直接評価の事例としては、複数の評価項目について学習成果を数段階に分けて記述した基準表であるルーブリックの作成とこれを活用した教員・学生による評価、一定の知識等が身に着いたかを確認する統一テスト（アセスメント・テスト）の実施、学生自身が大学での学習歴を記録して振り返りとして作成するポートフォリオに基づく教員等による評価などがあげられる。一方、間接評価の事例としては、学生に自らの学習成果の修得を問うアンケートの実施や就職率、就職先へのアンケートの実施などがあげられる。なお、卒業・修了時に学習成果を可視化する方法として、取得学位・履修・資格の内容、授与機関等に関する情報を示したディプロマ・サプリメント（学位証書補足資料）を発行している大学もある。</p>

用語	解説
カリキュラム・ツリー (履修系統図)	<p>カリキュラムの体系的性を担保し、学生に体系的・段階的な学習を促すために、教育課程全体を俯瞰して科目の関連性を図示したものの。</p> <p>これにより、学習成果を達成するために必要な授業科目の流れ及び各授業科目のつながりや学習の道筋を示し、カリキュラムの体系的性を俯瞰できるように提示している。具体的には、カリキュラムの年次進行、授業科目間のつながりを示しており、なかには授業科目と学習成果との関係などを表している例も見られる。</p>
カリキュラム・マップ	<p>学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定める学習成果が、どの授業科目を通じて修得されるかを関連付けたもの。カリキュラム・マップを参照することにより、学位プログラムごとの学習成果と授業科目の関連性を可視化することができる。</p> <p>このほか、カリキュラム・マップの作成を通じて、各学習成果に対応する科目が適切に設定されているかを点検・評価し、その結果に基づいて科目内容の見直しや科目数を精査するなどの教育課程の改善に活用することもできる。</p>
監事による監査	<p>監査とは、業務の執行や会計を監督し検査することを意味し、大学においては、法人（国立大学法人、公立大学法人、学校法人）の業務や会計処理が適正に行われているかを監査することを指す。国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法は、それぞれ法人に監事を置くことが定められており（国立大学法人では2名、学校法人では2名以上）、監事は業務又は財産の状況について監査した結果から監査報告書を作成し、理事会等に提出する。なお、学校法人においては、監事は学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べるのが私立学校法で規定されている。</p> <p>また、国立大学法人及び公立大学法人については、上記法令において監事による監査のほかに会計監査人の監査を受けること、学校法人については、私立学校振興助成法により学校法人会計基準に従って会計処理を行い、財務計算書（貸借対照表、収支計算書、その他の財務計算に関する書類）を作成し、独立監査人（公認会計士）又は監査法人の財務監査を受けることが義務付けられている。</p> <p>こうした「監事による監査」及び「会計監査人/独立監査人/監査法人による財務監査」に加え、大学が自らの必要性に応じて、法人内に監査組織を設けて監査を行っている場合（「内部監査」）、これらを総称して「三様監査」という。</p>
教育研究活動等の状況についての情報の公表	<p>学校教育法において、大学は、教育研究活動等の状況についての情報を刊行物への掲載やインターネットを利用するなど、広く周知を図ることができる方法によって公表することが義務付けられている。</p> <p>同施行規則において、大学の教育研究上の目的をはじめとする9項目の教育研究活動等の状況に関する情報を公表することが規定されている。また、2019（令和元）年からは、専門職大学等において専門性が求められる職業に関連する事業に就いている者等との協力状況についての情報も公表することが新たに規定されている。2015（平成27）年からは、教職課程を有する大学に対して、教育職員免許法施行規則において、教員の養成の目標をはじめとする6項目の教員の養成に関する情報も公表することが規定されている。</p> <p>これに基づき各大学では、ホームページ内に情報公表のページを設けて、これらの情報を掲載している。さらに、大学から発信するその他の情報やわかりやすいように説明を加えるなど、大学によって工夫が見られる。</p>
教学マネジメント	<p>学部・研究科等の各部局における3つの方針に基づく教育活動及びその適切性の点検・評価に基づく改善活動（PDCAサイクル）に関し、これらが適切に機能するよう行う運営・支援のこと。</p> <p>2018（平成30）年の中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において、学びの質保証の方策として、各大学で指針を作成したうえで全学的な教学面での改善・改革の必要性が示され、これを行うために教学をマネジメントすることが必要とされている。なお、2020（令和2）年には、中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会における議論を基に、教学マネジメントの確立に向けた各大学の取組みを促すことを目的に「教学マネジメント指針」がとりまとめられた。</p> <p>教学マネジメントの実施には、内部質保証システムの構築が深く関わっており、どのような組織が各部局に対してマネジメントするのか、どのように関わって運営・支援していくのが適切なのかは、各大学の設置形態や特性によって異なる。マネジメントにあたっては、大学内の各部局の動きを把握し、それぞれの質保証に向けた活動（方針・計画の策定、方針・計画に沿った取組みの展開、取組みの適切性の点検・評価、それに基づく改善）が円滑に進むよう、大学全体の観点から俯瞰して支援することが必要である。</p> <p>→「内部質保証」「PDCAサイクル」参照</p>

用語	解説
研究指導計画	<p>学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の方法、内容及び年間スケジュールを明文化したもの。</p> <p>大学院設置基準において、修士あるいは博士の円滑な学位授与を促進するために、教育プロセスを明確化する仕組みの整備として、研究指導の方法や一年間の授業及び研究指導の計画等をあらかじめ学生に明示することが定められている。</p> <p>大学院教育においては、学位論文の作成に向けた教員からの個別指導が中心となるが、こうした計画をあらかじめ整備することにより、研究科としての組織的な取組みを促し、大学院教育の透明性の確保につながることを期待できる。</p>
コース・ナンバリング (コースナンバー制度)	<p>授業科目に番号等を付して分類することにより、学問の分類や学修の段階、順序等を表して、カリキュラムの体系性を明らかにする仕組みのこと。</p> <p>コース・ナンバリングを行うことで、学生が難易度や専門を勘案して適切な授業科目を選択・履修できるようになるほか、大学内における授業科目の分類を明確にできる。さらに、海外留学を進める大学や海外の大学と連携してダブルディグリー制度を進める大学では、双方のカリキュラムの整合性を示すためにこのナンバリングを導入するなど、複数大学間での授業科目を共通分類する役割も果たしている。</p>
コースワーク/ リサーチワーク	<p>リサーチワークは、学生が自身の定めたテーマについて研究指導教員の指導を受け、研究論文を執筆する一連の研究活動を指す。一方、コースワークは、論文作成に向けて知識を深めるために研究分野に関連する科目や周辺領域の分野を学ぶための科目などを体系的に履修することによる学修を指す。</p> <p>社会のニーズに対応した人材の養成にあたっては、課程制大学院制度の趣旨に沿った体系的な教育を充実させるため、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせた教育課程を編成することが重要である。</p>
サバティカル制度	<p>教員の大学における職務の全部又は一部を一定期間免除し、教員に対し自主的な調査研究に専念する時間を提供する制度のこと。このような制度の導入は、大学の任意によるものであり、教員の研究活動を促進するための取組みの一つとして導入している場合がある。一定の期間にわたって教育や大学運営に係る職務を免除する仕組みがない場合でも、例えば週に1日は研究に専念する日として研究日を設定している大学もみられる。</p> <p>サバティカル制度は、教員の研究活動の促進及び研究能力の向上を目的としており、多くの教員はこの期間に研究活動を遂行し、その成果を論文等にまとめる活動を主として行っているが、なかには、この期間に国内外の他の機関において研究に従事するなどの事例も見られる。</p>
G P A (制度)	<p>Grade Point Averageの略。授業科目ごとの成績評価を例えば5段階で評価し、それぞれの段階に対して4から0のようにGrade Pointを付与し、1単位当たりの平均を算出する仕組み。なお、より機能的な仕組みを目指し、成績評価の評定ではなく、成績の素点に基づいて算出する仕組みを設けている大学もある。</p> <p>G P Aの活用事例としては、一定水準を上回ることを卒業判定や進級判定の基準とするほか、一定水準を下回ると退学勧告を行う大学もある。また、成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和する場合、G P Aが一定水準以上であることを要件とする取組みがある。このほか、奨学金や授業料免除対象者等の選定基準としても活用されている。</p>
事業活動収支計算書(消費収支計算書)関係比率	<p>学校法人会計基準において作成が義務付けられている計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表:財務三表)のうち、事業活動収支計算書に基づく各種比率のこと。なお、2015(平成27)年度に学校法人会計基準の改正に伴い、消費収支計算書から事業活動収支計算書へと名称を変更している。</p> <p>事業活動収支計算書は、当該会計年度の教育活動、教育活動以外の経常的な活動及びそれ以外の臨時的な活動に対応する事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにし、基本金組入前の当年度収支差額と基本金組入後の当年度収支差額を表示することで、学校法人全体の経営状況を把握する役割を担っており、学校法人の事業活動収支のバランスを見ることを目的としている。</p> <p>本協会の私立大学の財務評価では、事業活動収支計算書から算出される各種比率のうち、人件費比率(経常収入に対する人件費の割合)、教育研究経費比率(経常収入に対する教育研究経費の割合)、事業活動収支差額比率(事業活動収入に対する基本金組入前当年度収支差額の割合)を特に重視する比率と位置付けている。人件費比率は低い方が望ましく、後者2つの比率は高い方が望ましいが、その他の比率や大学の状況等を勘案して総合的な観点から考えることが重要である。</p>

用語	解説
事業活動収入（帰属収入）に対する翌年度繰越支出超過額（翌年度繰越消費支出超過額）の割合	<p>事業活動収支計算書をもとに算出する比率であり、事業活動収入（事業活動収入の部における学生生徒等納付金から雑収入までの合計）に対する翌年度繰越支出超過額（事業活動収入と事業活動支出の差、支出が多い場合に適用）の割合を示したものの。</p> <p>この指標をもとに、経年的に繰り越してきた支出超過額を単年度の収入（事業活動収入）と経年比較することにより、近い将来の学校法人の財務状況の安定性を判断することができる。一般的には、比率は低い方が望ましいが、支出超過の背景・理由やそれに対する改善策の実行状況に鑑みて、安定した財務状況に回復するまでに要する時間等を勘案して考えることが重要である。</p>
初年次教育	<p>中学校・高等学校の中等教育課程から大学への円滑な移行を図るとともに、大学在学中における教育の効果を高めることを目的に、主として新入生を対象とする総合的な教育プログラムのこと。こうした教育は、1970年代にアメリカで始められ、国際的には「First Year Experience（初年次体験）」と呼ばれている。</p> <p>医薬や理工系等の専門分野においては、資格取得といった目標を達成するため、例えば、専門教育への導入として、生物学や化学等の科目を入学時から学習させている事例もある（導入教育）。</p> <p>初年次教育の内容としては、パソコンやインターネットの活用方法、レポートや論文等の作成に必要な文献検索の方法や文章表現力、議論・ディベートに必要なコミュニケーション能力、自らの考えや意見を述べるプレゼンテーション能力など、大学での学びに必要な技能（アカデミックスキル）を習得させるものが多く、教育課程に組み込んで実施するもの（単位修得が可能）もあれば、単位修得外の取組みとして実施するものもある。</p> <p>なお、初年次教育に類する用語として、大学入学時までまでに修得しておくべき基礎学力を補完する取組みである補習教育、「矯正、補修」といった語意から派生した大学入学に必要な知識等を改めて身に付けさせるリメディアル（remedial）教育がある。</p>
スタッフ・ディベロップメント（SD）	<p>教育研究活動等の適切かつ効果的な大学運営を図り、職員及び教員の資質向上のために行われる取組みのこと。</p> <p>2017（平成29）年に大学設置基準等の改正に伴いSDが義務化され、例えば、e-Learningシステムによる事前学習やグループワーク、発表会等を実施し、教育の質の保証や組織基盤の構築のための体系的なプログラムを行っている大学も見られる。</p> <p>また、同基準等の改正では、教員と職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるよう、大学運営の教職協働についても定められた。そのため、2017（平成29）年以降、職員を対象とした大学運営に関する専門的な知識や技能を高めるための研修のほか、教職員に対して教職協働の実現に必要な知識及び技能を習得させるための研修等を行っている大学も見られる。</p>
スチューデント・アシスタント（SA）	<p>一般的に、有給で教員及び教員の補助を行うティーチング・アシスタント（TA）の補助業務にあたる学部学生のこと。</p> <p>その業務は、学部学生等に対して、授業時のサポートを行うほか、実験・実習・演習等における教育職員及びティーチング・アシスタント（TA）の補助を行うなど多岐にわたる。多くの事例では、上級生や既に当該科目を履修して単位を修得した学生がスチューデント・アシスタント（SA）を務めている。こうした取組みを通じて、学習者にとっての学びの質が向上するのみならず、スチューデント・アシスタント（SA）を努めた学生にとって教育のトレーニングの機会となっているほか、学部学生同士の学び合う機会としても機能している。</p> <p>なお、ティーチング・アシスタント（TA）は主に大学院学生が務めるため、両者を区別して用いている場合が多い。</p> <p>→「ティーチング・アシスタント（TA）」参照</p>
貸借対照表関係比率	<p>学校法人会計基準において作成が義務付けられている計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表：財務三表）のうち、貸借対照表に基づく各種比率のこと。</p> <p>貸借対照表は、当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにし、学校法人としての財政状況を明らかにすることを目的としている。</p> <p>本協会の私立大学の財務評価では、貸借対照表から算出される各種比率のうち、純資産構成比率（純負債と純資産の合計に対する純資産の割合）、流動比率（流動負債に対する流動資産の割合）、総負債比率（総資産に対する総負債の割合）を特に重視する比率と位置付けている。前者2つの比率は高い方が望ましく、総負債比率は低い方が望ましいが、その他の比率や大学の状況等を勘案して総合的な観点から考えることが重要である。</p>

用語	解説
大学コンソーシアム	<p>複数の大学等が連携して、ある目的のために形成された共同体のこと（コンソーシアム）。1990（平成2）年代以降、特定の地域における大学が相互に連携し、単位互換や合同でのFD活動に取り組んだことを契機に、国内の各地で大学間の連携を促進する組織として形成されてきた。2004（平成16）年には、28の大学コンソーシアムから成る組織として「全国大学コンソーシアム協議会」を発足させ、コンソーシアム京都内に事務局を置いている（2020（令和2）年現在48団体が加盟）。</p> <p>それぞれの大学コンソーシアムにおいて、活動内容は異なるものの、多くは加盟大学間での単位互換、合同でのFD研修会、生涯学習のための公開講座、インターシップ等に取り組むことで、高等教育機関と地域社会とが深く結びつき、大学の発展と地域の活性化の実現に向けて活動している。</p>
大学評価	<p>本協会が大学に対して実施している機関別認証評価のこと。本協会は、2004（平成16）年にわが国ではじめての機関別認証評価機関として文部科学大臣より認証されており、本協会の大学評価を受けた大学は、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価を受けたことになる。</p> <p>大学評価の目的は、①大学の教育研究活動の質を社会に対し保証すること、②評価結果の提示及び評価を通じて見出された改善を要する事項に関する改善報告の検討と検討結果の提示によって、大学の改善・向上を継続的に支援すること、③大学が社会に対して説明責任を果たしていくことを支援することである。</p> <p>本協会では、これらの目的を達成すべく、大学の諸側面を包括的評価するために、独自の評価基準として「大学基準」を制定している。大学基準は、本協会が行う大学評価の基準であると同時に、大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針でもあり、これまでの実績をもとに定期的な見直しを行っている。現在の第3期大学評価に用いている大学基準では、10の基準とその解説を設けており、内部質保証の有効性を重視した基準となっている。</p> <p>なお、大学評価の結果として、大学基準に適合しているか否かを判定している。</p>
大学ポートレート	<p>大学ポートレート運営会議が運営する、国公私立大学等の共通の教育情報の活用・公表のために整備された共通的な仕組み。専用のウェブサイトで大大学の基本情報（設立年、設置形態、総学生数、総教員数など）に加え、大学の特色や学生支援の取組み、教育課程の概要・特色、授業料等の費用、入学試験の種類やキャンパスに関する情報、認証評価を受けた経歴などが公表されている。</p> <p>2011（平成23）年に文部科学省から、各大学が教育情報を自らの活動の把握・分析に活用し、国内外に分かりやすく公表することが必要であるとの提言を受けて整備され、2015（平成27）年から運用が開始されている。</p> <p>なお、大学ポートレートへの参加は各大学の任意であり、現在900以上の大学・短期大学等が参加している。</p>
第三者評価	<p>外部の有識者によって行われる評価であり、高等教育機関（大学や大学院など）とは独立した第三者組織が実施し、評価者の選定及び評価基準・項目を第三者組織が設定するという点で「外部評価」と異なる。</p> <p>学校教育法で義務付けられている機関別認証評価、専門職大学院認証評価等も第三者評価に該当する。こうした法令によって評価を受けることが課されている評価以外に、「日本技術者教育認定機構」（主に工学分野）、「薬学教育評価機構」（薬学分野）、「日本医学教育評価機構」（医学分野）をはじめとする各団体が実施している分野別評価があり、大学は任意でこうした評価を受け、学部等の専門教育の質保証に取り組んでいる場合もある。</p> <p>いずれの第三者評価においても、評価対象となる大学の関係者以外で評価者を選定しており、外部評価と同様に、大学自らが取組みの状況を点検し、その適切性を評価する活動（自己点検・評価）の客観性を担保する仕組みとして活用されている。</p> <p>→「外部評価」参照</p>
多(他)職種連携	<p>主に保健医療や福祉の現場において、患者・家族等に対して質の高い治療やケア、サポートを行うため、医師や看護師のほか、医療ソーシャルワーカーや作業療法士、管理栄養士など、さまざまな分野の専門職等が連携し合うこと。同様の意味を持つ用語として、チーム医療がある。</p> <p>2010（平成22）年に世界保健機関（WHO）が発表した論文を契機にして、多職種連携が推進されており、近年では、わが国の保健医療福祉系、看護系の大学を中心に、多職種（専門職）連携教育（IPE：Inter Professional Education）への取組みが図られている。多職種連携教育の事例として、医学、看護、福祉、薬学等の医療に携わる異分野の学生による混合チームでのグループワーク学習やPBL（Project Based Learning/Problem Based Learning）などのほか、医療現場におけるチーム制での実習等があげられる。</p>

用語	解説
ダブルディグリー／ ジョイントディグリー	<p>一般にダブルディグリー制度は、2つの大学・大学院もしくは学部・研究科等において、あらかじめ教育課程の実施や単位互換等について大学間で協議し、双方の大学がそれぞれに学位を授与するプログラムのことを指す。</p> <p>国内外において一義的な定義がなされていないものの、文部科学省が2014（平成26）年に示した「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」では、外国の大学間におけるダブルディグリー制度、ジョイントディグリー制度について、以下のとおり定義している。</p> <p><ダブル・ディグリー（DD）> 複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラムを、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するもの。</p> <p><ジョイント・ディグリー（JD）> 連携する大学間で開設された単一の共同の教育プログラムを学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。</p> <p>このほかに、「二重、両面」の意味をもつデュアル（dual）に由来し、同じ大学で異なる2つの学位を授与するプログラムである「デュアル・ディグリー」があるが、わが国の大学においては、学内の異なる学部・研究科でダブル・ディグリーを実施している事例など、必ずしも上記の文部科学省のガイドラインで示した定義に当てはまらない取組みへと発展している事例もあるため、実際の展開に即した分類・定義づけが必要とされている。</p>
単位の実質化 （履修登録単位数の上限 設定・キャップ制）	<p>わが国の大学における単位制度は、授業科目の内容に応じて単位を定め、一定の基準に沿って授業科目を履修し、試験等に合格することによって、その授業科目の単位が認定される仕組みとなっている。</p> <p>単位は学修に要する時間と関連して設定されており、大学設置基準において、1単位あたり授業時間及び授業の事前・事後の学修時間をあわせて45時間の学修量（履修時間）が必要であると定めている。さらに、講義・演習については15～30時間の授業、実習・実験・実技については30～45時間の授業をもって1単位を定めている。したがって、例えば、2単位の講義科目であれば、原則として2時間（90分）の授業を15週分実施し、その他に1週分の授業に対して、授業科目と同等の授業の事前学修、事後学修が必要となる。</p> <p>このような単位制度を背景にして、単位の実質化を図る取組みの一例としては、年間あるいは各期における履修科目登録数の上限を設定すること（キャップ制度）があげられる。ただし、こうした仕組みを設けずとも、年間あるいは半期で一定の単位数しか履修できないカリキュラムが編成されている場合や厳格な履修指導により単位に見合った学修時間が確保されるような履修がされている場合には、単位の実質化が図られているといえる。また、学生の授業時間外の学修時間を担保することも重要であり、シラバスにおいて授業に参加するにあたって必要な事前学習や復習（事後学習）の内容・時間を示している事例、学生が自主的に学ぶ施設等を活用させている事例、学生へのアンケートにより授業外での学修時間を調査して改善策を検討している事例も見られる。</p>
地（知）の拠点整備事業	<p>国内の大学等を対象に、地域再生・活性化の拠点となる大学の形成を目的として、2013（平成25）年度に文部科学省が開始した事業。具体的には、自治体を中心に地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める「地域のための大学」として、学びを通して地域の課題等の認識を深め、解決に向けて主体的に行動できる人材の育成に係る取組みを募集し、採択された大学に補助金等を助成している。この事業は、略称として「大学COC（Center of Community）事業」と呼ばれている。</p> <p>さらに、2015（平成27）年度からは、地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓するとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組みを支援し、地方創生を中心となる人材の育成に取り組むべく、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（略称「COC+」）へと発展させている。</p>

用語	解説
中・長期計画	<p>大学自らの理念・目的を実現し、永続的な教育研究活動と将来の発展を図るために策定される中・長期の計画のこと。</p> <p>国、公立大学法人においては、それぞれ、国立大学法人法及び地方独立行政法人法において、中期目標に基づく中期計画として、作成及び公開が義務付けられている。これに対して、学校法人が策定する中・長期計画については、策定や公表を求める法令要件はないため、計画に係る詳細な進捗状況や達成度の公表は求められていないものの、大学の理念・目的を実現するためにも、策定されることが望まれる。</p> <p>また、計画の実現はもとより、計画そのものが組織や財政等の資源の裏付けを伴っているなど、具体的かつ実現可能な内容になっているか十分に検討するとともに、必要に応じて社会の変化等を考慮しながらこれを見直すことが重要である。</p> <p>なお、2020（令和2）年度からは私立学校法が改正され、認証評価の結果を踏まえて事業に関する中期的な計画等を策定することが義務化されることとなった。</p>
長期履修制度	<p>学生が職業を有している場合など、個人の事情に応じて、一定の期間内であれば、大学の標準修業年限を越えて、卒業または修了することを認める制度のこと。大学設置基準及び大学院設置基準において、同制度を整備することが求められており、学生はあらかじめ入学時に自らの修業に必要な年限を計画し、大学の了解のもとに利用している。</p> <p>こうした制度を設けることにより、働きながら大学で学ぶ学生の支援となっている。</p>
定員管理	<p>毎年度実施する入学試験において入学が許可された人数（入学定員）や全学年にわたる入学定員（含む編入学定員）の総和（収容定員）に対して、入学試験合格者数の管理を行うこと。</p> <p>収容定員の管理は、大学が提供する教育の質保証の観点から、適正に管理するように大学設置基準で定められている。ただし、現状として、三大都市圏に学生が集中し、その他の地域において学生が集まらない状況にあるため、2016（平成28）年度より、入学者の適正化を図るべく入学定員充足率が一定の基準を超えた場合には、私学助成を全学不交付とする措置が実施された。</p> <p>なお、2019（令和元）年度からは入学定員の厳格な管理及び学生確保に向けた一層の努力を促すべく、入学定員充足率が90～100%の場合に限り、私学助成を増額する「インセンティブ措置」のみを実施することとしている。</p>
ティーチング・アシスタント（TA）	<p>一般的に、有給で教員の補助業務にあたる大学院学生のこと。</p> <p>その業務は、学部学生等に対して、専門分野を生かして授業や研究指導時のサポートを行うほか、実験・実習・演習等における教育職員の補助を行うなど多岐にわたる。優秀な大学院学生に、教育のトレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の経済的援助にもなっている。</p> <p>なお、スチューデント・アシスタント（SA）は学部学生が務めるのに対し、ティーチング・アシスタントは大学院学生が学部学生に対する教育を補助するものであるため、両者を区別して用いている場合が多い。</p> <p>→「スチューデント・アシスタント（SA）」参照</p>
特定課題研究	<p>大学院設置基準において、修士論文に代わって行うことが認められている研究であり、一定の単位修得とあわせて、修了要件を満たすことができる。</p> <p>特定課題研究の例としては、諸問題に対する提言をまとめたリサーチペーパーや社会人学生が自身の就労経験などに基づいた問題意識を研究課題とするなど、実践的・実務的な事例に基づく研究である場合が多い。また、美術関係分野における制作物の作成など、形式もさまざまである。</p> <p>→「学位論文審査基準」参照</p>

用語	解説
内部質保証	<p>大学自らが教育の質を保証するための取組みのこと。大学基準では、「PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと」と定義している。</p> <p>大学教育の質を保証する第一義的な責任は大学自身にあることに基づき、まずは、内部質保証のための方針・手続を定め、それに従って全学的に内部質保証を推進する組織（以下「内部質保証推進組織」という。）を含む内部質保証の体制を整備することが求められる。その際、学部・研究科等の各部局におけるPDCAサイクルと内部質保証推進組織が有機的に連関するシステムを構築し、内部質保証推進組織が各部局に対してどのような運営・支援を行うか（教学マネジメント）を明確にすることが必要である。こうした教育の質を保証するためのシステムが有効に機能することにより、最終的に学生の学習成果の向上に結びつくことが内部質保証の目的である。</p> <p>海外ではInternal Quality Assuranceとして既に定着した概念であり、本協会では、第2期大学評価（2011（平成23）年度～2017（平成29）年度）において内部質保証システムの構築を打ち出し、第3期大学評価では内部質保証システムの有効性に着目した評価を行っている。また、2018（平成30）年度からは、認証評価機関が制定する大学評価基準において内部質保証の評価を重点項目とすることが法令で定められ、今後より一層、大学自身が教育の質を担保し、そのことを社会に対して説明することが重要視されることとなる。</p> <p>→「教学マネジメント」「PDCAサイクル」参照</p>
認証評価	<p>大学が文部科学大臣の認証を受けた評価機関（以下「認証評価機関」という。）により受ける評価のこと。大学全体の教育、研究、組織及び運営等の総合的な状況が対象となる機関別認証評価（7年以内ごとに1回）と、専門職大学院の教育課程、教員組織など教育研究活動の状況が対象となる専門職大学院認証評価（5年以内ごとに1回）がある。</p> <p>本協会をはじめ複数の評価機関が文部科学大臣の認証を受けており、大学は自ら認証評価機関を選ぶことができる。いずれも、認証評価は、大学評価基準として教育研究上の基本となる組織に関することをはじめとする10の事項について行うことが法定となっている。本協会では、大学に対して実施する機関別認証評価を「大学評価」と称している。</p> <p>なお、学校教育法では、大学は、その教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること（第109条第1項）、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けること（第109条第2項）を定めている。</p> <p>→「大学評価」参照</p>
ピア・サポート	<p>この場合の同僚（ピア）は、学生を意味し、学生同士による相互支援の取組みの総称として用いている。</p> <p>支援内容は広範囲に及び、例えば、教育サポーターとして支援に携わる学生を募集し、新入生や1・2年次学生に対して履修方法等のアドバイスを行う取組み、上級生が下級生に対して授業の学びに関して行う支援、外国人留学生に対して日本人学生が大学での生活や日本語の修得に対して行う支援などがあげられる。</p> <p>こうした学生同士の個々の支援を体系化したプログラムとして設け、サポートが必要な学生に対して適した人材を派遣できるよう、サポーターの研修等を行っている大学も見られる。</p>
ピア・レビュー	<p>専門的・技術的な共通の知識を有する同業者によって行われる評価や審査のこと。この場合の同僚（ピア）は、教員、大学職員、高等教育関係者等を指す。</p> <p>一般に、評価対象の質について高度な専門的知見に基づき評価を行うことが必要な分野などで用いられており、大学においては、外部評価として他大学の同分野の教員が評価する際や学内で学部・研究科の相互評価を行う際などに用いられる。</p> <p>本協会の大学評価においては、正会員大学の教職員を中心に評価を行っており、ピア・レビューを重視している。</p>

用語	解説
P D C Aサイクル	<p>事業活動を行ううえで、業務を継続的に改善していくための方法のひとつであり、大学では、理念・目的を達成するための計画の策定し（Plan）、それに基づく取組みを実施し（Do）、その内容が計画に沿っていたかどうかなどの点検・評価を行い（Check）、その結果をもとに問題点や不具合に対する改善・見直し（Act）、再び計画の見直しにつなげる（Plan）一連の流れのことを指す。大学によっては、P D C Aをさらに細分化したサイクルを構築している場合や、確認を意味するCheckではなく、分析・研究するという意味合いからSearchを用いている事例も見られる。</p> <p>大学自らが教育等の質を保証する（内部質保証）うえでは、学部・研究科等のP D C Aサイクルと大学全体のP D C Aサイクルが有機的に連携し、内部質保証の推進に責任を負う組織が学部・研究科等のP D C Aサイクルを支援すること（教学マネジメント）が重要である。</p> <p>→「内部質保証」「教学マネジメント」参照</p>
ファカルティ・ディベ ロップメント （F D）	<p>教員の資質の向上を図るための組織的な取組みの総称。教育改善以外にも研究活動の活性化を図るものや社会貢献等の教員に求められる諸活動に必要な能力の向上を目的とする取組みがある。</p> <p>2007（平成19）年の大学設置基準等の改正に伴い、大学・大学院においてF Dの実施が義務化されている。</p> <p>F Dの主な取組みとしては、教員相互の授業参観、授業内容・方法に関する研究会、新任教員向け研修会、学生指導に関わる研修会、学生による授業評価アンケートの活用研究会等が挙げられる。また、単に授業改善のための研修に限らず、教育課程の体系化や初年次教育の充実など、より広く教育内容の改善を図るために行う教員の共通理解を促す会合、さらにはハラスメント防止や学生のメンタルへの対応などをテーマとした研修会、研究費の獲得方法・使用ルール、研究公正等の説明会など、幅広い研修がある。</p>
分野別評価	<p>大学単位で受ける機関別認証評価に対して、学部・研究科等や学問分野ごとの単位で受ける第三者評価のこと。</p> <p>専門職大学院認証評価以外で、分野別評価を実施している主な団体としては、「日本技術者教育認定機構」（主に工学分野）、「薬学教育評価機構」（薬学分野）、「日本医学教育評価機構」（医学分野）などがあり、各団体は独自の評価項目を設定している。本協会では、2017（平成29）年度より獣医学分野の分野別評価を実施している。</p> <p>大学においては、各学部・学科の専門教育の質保証として自主的に分野別評価を受けている大学もある。</p> <p>→「第三者評価」参照</p>
法人評価	<p>国公立大学法人及び公立大学法人に対して、法人の業務実績について行う評価。</p> <p>国立大学法人に対しては、文部科学省国立大学法人評価委員会が評価を行い、法人化している公立大学（公立大学法人）に対しては、その大学を管轄する地方公共団体が設置した地方独立行政法人評価委員会等が評価を行う。したがって、国立大学及び法人化している公立大学においては、この法人評価と機関別認証評価の双方を受けることが求められている。</p>
3つの方針	<p>学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の総称。</p> <p>大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を学位授与方針に示し、その学習成果を修得させるためにふさわしい教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を教育課程の編成・実施方針において示すとともに、これらの方針を踏まえて、求める学生像をはじめ、入学前の学習歴、学力水準、能力を学生の受け入れ方針に示すことが求められている。大学は、この3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の点検・評価とその結果に基づく改善・向上に向けた取組みを恒常的・継続的に行うことが重要である。</p> <p>2016（平成28）年の学校教育法施行規則の改正により、全ての大学等において3つの方針を策定し、公表することが義務付けられた。この改正にあわせて、3つの方針を策定・公表するための参考指針として「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」が策定されている。</p>

用語	解説
要積立額に対する金融資産の充足率	<p>貸借対照表をもとに算出する比率であり、要積立額（負債及び純資産の部のうち、退職給与引当金相当額、第1号基本金※に見合う固定資産の減価償却累計額相当額、第2号～第4号基本金※相当額、借入金残高、未払金・割賦金の合計）に対する金融資産（資産の部のうち、退職給与引当特定資産、減価償却引当特定資産、第2号～第4号基本金引当特定資産、施設設備等拡充引当特定資産、その他の各引当特定資産、現金預金、有価証券、未収入金の合計）の割合を示したもの。</p> <p>この指標をもとに、学校法人の財務状況の健全性を総括的に把握・判断することができる。一般的には比率は高い方が望ましいが、学校法人の将来計画等の状況によっては今後変わってくることもあり、純資産（基本金＋繰越収支差額）の余剰により一定期間に解消が見込まれる場合には財務状況の健全性に大きな問題はないと考えることもできる。</p> <p>※第1号基本金：自己資金で取得した校地・校舎、機器備品、図書等の取得額 ※第2号基本金：将来固定資産を取得する目的で留保した預金等の資産の額 ※第3号基本金：奨学基金、研究基金等の資産の額 ※第4号基本金：学校法人の円滑な運営に必要な運転資金の額</p>
ラーニングコモンズ	<p>学生の能動的な学習を支援することを目的として、複数の学生による学習スタイルを可能にするための施設及びサービスのこと。</p> <p>図書館や情報処理センターなどが有する機能を拡充し、書籍やインターネット、パソコン等、さまざまな資源から得られる情報を活用することで、自学自習やグループ学習が効率的に行えるほか、人数に合わせて自由に組み合わせられる可動式の椅子や机、ホワイトボード等を設置していることが多い。さらに、グループワークやプレゼンテーションによる主体的な学びのための共有スペース等の施設を有している。また、近年では施設を利用する学生にディスカッションの方法やプレゼンテーション方法をアドバイスする専門のスタッフを配置し、学生の自主的な学びを支援する取り組みも見られる。</p>
リカレント教育／卒後教育	<p>大学卒業後、社会に出た後に教育機関に戻って学習し、再度社会へ出ていくことを生涯続けることができる教育システムのこと。</p> <p>リカレント(recurrent)の語意には、「繰り返し・循環」といった意味があることから、回帰教育、循環教育と呼ばれることもある。また、主として医薬系の大学においては、医師や看護師、薬剤師等の資格取得後に臨床現場において業務経験を積んだ後、再度、教育機関に戻り、学び直すことを「卒後教育」と称することもある。</p> <p>なお、『平成7年度我が国の文教施策』には、リカレント教育のうち、職業人を対象とした職業志向の教育で、高等教育機関で実施されるものをリフレッシュ教育と定義している。</p>
リサーチ・アシスタント (RA)	<p>大学等が行う研究プロジェクトなどに参画する博士後期課程在学者のこと。</p> <p>リサーチ・アシスタント (RA) を置くことで、研究体制の充実を図るとともに、将来の研究者育成にもつながっている。さらに、アシスタント業務に対して手当を支給することにより、大学院学生の経済的援助ともなっている。</p>
リサーチ・アドミニストレーター (URA)	<p>大学や研究所等における、研究活動に関する知見を生かしてその推進を担う専門人材のことであり、リサーチ・アドミニストレーター、あるいは、University Research Administratorを略してURAと呼称している。2012（平成24）年に文部科学省において、大学等における研究推進体制・機能の充実強化に資することを目的として「リサーチ・アドミニストレーター (URA) を育成・確保するシステムの整備」の各種プログラムを開始し、URAを育成・確保する全国的なシステム（リサーチ・アドミニストレーションシステム）の整備、URAの業務に必要な実務能力を体系化したスキル標準の作成、URAの質保証に向けた調査・分析などの事業が展開されている。</p> <p>大学によっては、学長の直下に配置し、経営上の重要な役職に位置付けている場合もある。日本においては、研究活動の支援を主な目的としており、外部資金の獲得支援、研究成果の発表支援、研究の事務的な業務を含めてURAの役割としている場合もあり、各大学において取組み・活用の実績を重ねているところである。</p>

用語	解説
リベラルアーツ	<p>リベラルアーツの起源は、古代ローマにおける自由（liberal）市民に必要な学芸（arts）として文法学・修辞学・論理学の3学、算術・幾何・天文・音楽の4科を修得することであり、現代では人間性を豊かに育む幅広い知識・物事を深く追及するために必要な創造力や批判的思考力などを身につけるための教育手法を意味する。</p> <p>わが国においては、一般教養と同義語として認識されることがあるが、一般教養は、1991（平成3）年以前の大学設置基準で求められていた専門課程に入る前の一般教育科目で修得する知識・技能等を指すのに対し、リベラルアーツはその起源に鑑みてわかるように、学習者自らが課題に取り組むための考え方や方法を習得するものである。</p> <p>現在、わが国の大学におけるリベラルアーツは、さまざまな形態で展開されており、学部単位でリベラルアーツにあたる教育を行う場合もあれば、学部・学科構成を配置せずに、すべての入学者に対してリベラルアーツを習得させ、学生自らがテーマや課題を設定して研究する場合もある。</p>